委託業務特記仕様書(令和6年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。 なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務(建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く)は、別に定める「委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

(受発注者共同による品質確保)

第5条 重要構造物(橋梁、トンネル、樋門、砂防等)設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有(設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等)・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者(測量、地質、調査、設計)で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

- **第6条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的 に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)

- (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
- (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- **第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

- 第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(Web検査【受注者希望型】)

- 第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- 第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- **第11条** 受注者は、情報共有システム(以下「システム」という。)の活用を希望する場合は、監督員の承 諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務(以下、「対象業務」という)とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

(1)業務概要

本業務は、令和3年6月に策定した「徳島県新広域道路交通ビジョン」及び「徳島県新広域道路交通計画」を 踏まえ、徳島県の道路行政を推進するために必要となる道路関連の計画を検討するものである。

(2)業務内容

①打合せ等

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果物納入時の計4回行う。

②計画準備

業務の目的・主旨を理解したうえで、本仕様書に示す業務内容を把握し、業務方針の立案、業務計画書を作成する。

③関連計画資料・データ収集整理

各計画の検討に必要となる関連計画の資料やデータを収集整理する。

④自転車活用推進計画に基づく具体策の検討

県民および民間事業者、行政が一体となって自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年9月に策定した「第2次徳島県自転車活用推進計画」に基づき、サイクリング環境の充実を図るための具体策を検討する。

④-1 徳島自転車Tラインルートマップ更新

徳島自転車Tラインルートの走行調査結果等を踏まえたルートの見直しを行うとともに、サイクリスト向け情報を充実させたマップの更新を行う。 (印刷は含まない)

- ④-2 デジタルマップ (GISデータ) 更新
- ①で整理した内容を踏まえ、徳島自転車Tラインルートのデジタルマップの更新を行う。なお、作成する デジタルマップはGISデータで作成するものとする。
- ④-3 自転車通行空間設計

鳴門公園内の鳴門公園線において、発注者から提供された地形図等を基に、路面標示(矢羽根、ピクト等)の整備手法や自転車走行に必要な安全対策を検討し、工事発注に必要な設計図面及び数量計算書の作成を行う。(対象箇所は別添図面参照)

⑤渋滞・交通安全対策の検討

⑤-1 ETC2.0等分析データの活用検討

国から提供されるETC2. 0プローブデータの分析結果や他のビッグデータなどを活用し、渋滞対策協議会で公表するピンポイント渋滞対策箇所について、渋滞緩和に資する具体策の検討を行う。さらに、ゾーン30やゾーン30プラス対応地区における対策内容の検討を行う。

- ⑤-2 分析マップ (GISデータ) 作成
 - ⑤-1の分析データをもとに、速度低下や急ブレーキが発生する箇所を図化した分析マップを作成する。
- ⑤-3 機械観測(AI解析)による交通分析手法検討

渋滞箇所や通学路における交通量や渋滞状況等のデータ蓄積に有効なCCTVカメラやビデオカメラ等の画像のAI解析による交通量計測手法の導入に向けた試行調査を実施し、徳島県における調査要領(案)及び歩掛(案)を作成する。

(i) 調査計画(調査箇所選定・調査方法の検討)

渋滞区間、通学路等において、CCTVカメラは1箇所、ビデオカメラは、観測条件が異なる3箇所(市街地、郊外、山間部)を調査箇所として選定する。

また、ビデオカメラの設置方法等の調査方法について検討を行う。

(ii) 試行調査実施(人手観測との精度検証)

(i)で選定した箇所において、日中、夕方、夜間等の時間帯別に1時間程度のカメラでの撮影を行い、撮影した映像を用いて、人手及びAI解析による交通量計測を実施し、計測結果を比較することにより、AI解析の精度検証を行う。※CCTVカメラの画像は発注者から提供

- (iii)結果とりまとめ (課題整理・改善策の検討)
 - (ii)での検証により、抽出された課題を整理するとともに改善策の検討を行う。
- (iv)調查要領、歩掛作成

試行調査結果を踏まえて、機械観測(AI解析)での調査方法等を記載した徳島県における調査要領 (案)及び歩掛(案)を作成する。

⑥道路啓開計画検討

⑥-1 優先啓開ルートの選定手法の検討

南海トラフ地震発生直後の救助・救援・救出活動等を迅速かつ効率的に行えるよう、各防災拠点の重要度 や緊急輸送ルートとしての信頼度に応じた、優先啓開ルートの選定手法の検討を行う。

⑥-2 啓開ルート図 (G I Sデータ) 等の作成

①で整理した内容を反映した啓開ルート図を、徳島県の総合地図提供システム等で公開できるよう、GISデータとして作成するとともに、啓開担当業者割付図の修正を行う。

⑦協議会・検討委員会関連資料作成

「徳島県自転車活用検討委員会」等において、自転車活用推進に係る施策の議論、サイクリングコースの活用、矢羽根・ピクト整備方針などの決定に、構成員による合意が望ましいことから、同検討委員会のための協議資料や議事録などを作成する。

「徳島県道路啓開計画策定等協議会」等において、計画の見直し等に、構成員による合意が必要となることから、同協議会のための協議資料や議事録などを作成する。

⑧報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。

